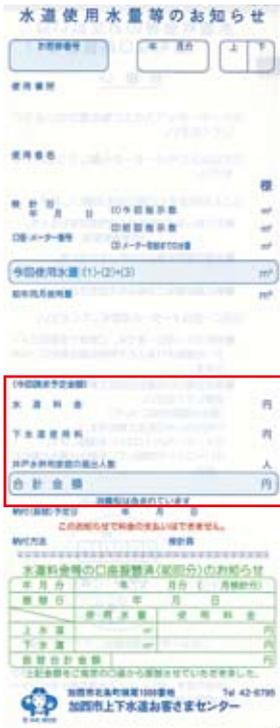


美しい環境を守るために下水道につながりましょう

加西市の下水道整備は平成 21 年度に完了し、市内全域（一部合併処理浄化槽区域を除く）で下水道に接続できるようになっています。現在の下水道への接続率（水洗化率）は約 85%となっています。水洗化されていないご家庭は早期に下水道への接続をお願いします。

※合併処理浄化槽を設置のご家庭も下水道区域では、下水道への切替工事をお願いします。

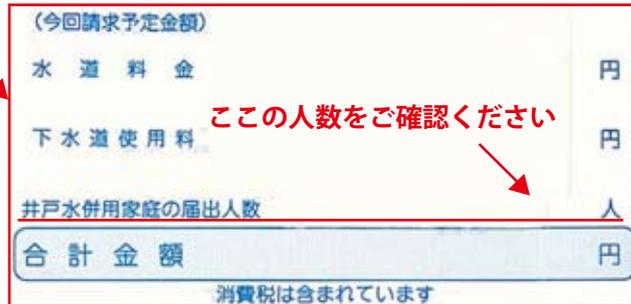
下水道の井戸水併用家庭の届出人数について



「水道水以外の水（井戸水）のみ使用家庭」または「水道水と井戸水等との併用家庭」では、使用人数に応じて排水量を認定しています。井戸水等を使用の家庭で、人数が変更になった場合は上下水道お客さまセンターへ届け出をお願いします。

また、実際の使用水量と排水量認定水量が異なると思われる方は、個人で井戸水用メーターを取り付けていただき、その水量を認定水量とすることができます。その場合は、検針のあった月の 20 日までに使用水量を報告していただけます。

※「併用家庭」の合計水量が「井戸水のみ使用家庭」の水量に満たない場合は、「井戸水のみ使用家庭」と同じ水量での認定となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



平成 26 年 4 月以降の「水道使用水量等のお知らせ」に「井戸水併用家庭の届け出人数」を表示しますので、届け出人数をご確認ください。

【問合せ先】 上下水道お客さまセンター ☎42-8795 FAX42-4545
業務管理課 ☎42-8791 FAX42-2558 gyomu@city.kasai.lg.jp

■消費税が変わります

平成 26 年 4 月 1 日に消費税率が 5%から 8%に改定されることに伴い、上下水道料金や水道の加入負担金も変更となります。4・5 月の定例検針分の上下水道料金までは消費税率は 5%になります。ただし、4 月 1 日以降に開栓した場合は、4・5 月の定例検針分の上下水道料金の消費税率は 8%になります。

■上下水道お客さまセンターが市役所 1 階に移転します

平成 26 年 2 月 10 日から上下水道お客さまセンターが現在の市役所 2 階北側から 1 階の東側へ移転します。上下水道の手続きの受付場所が変更となりますのでご注意ください。

問合せ先／上下水道お客さまセンター ☎42-8795 FAX42-4545
業務管理課 ☎42-8791 FAX42-2558 gyomu@city.kasai.lg.jp